

愛司発第379号
令和3年3月2日

各 位

愛媛県司法書士会
会長 光 田 正

事務局入室制限の解除のお知らせ

時下、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症に関して、愛媛県が令和3年1月8日から続けていた特別警戒期間が本日解除されたことから、感染防止のため実施していました一般市民の方の事務局入室制限について、本日より解除いたしますのでお知らせします。

なお、事務局入室の際は、感染拡大防止のため引続き下記のとおりご協力をお願いいたします。

感染者が減少傾向とはいえ、感染第4波の懸念もあります。

引続き感染予防に万全を期して頂きますようお願いいたします。

記

事務局入室の際のお願い

- ・マスクの着用
- ・手指の消毒（入口備付のアルコール消毒液で消毒して下さい）
- ・飛沫感染予防のためカウンターに設置した透明アクリル板を介して対応します

次の方は入室をご遠慮ください

- ・新型コロナウイルス陽性者又はその者と濃厚接触した者
- ・発熱や風邪等の症状又は倦怠感のある者